平成２２年（フ）第２７９号
宮崎県延岡市出北２丁目18番11号
債務者　森　　淳子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２８０号
沖縄県島尻郡南大東村字旧東139番地の３
債務者　亀井　良晴
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２９５号
北海道苫小牧市元中野町３丁目９番12号　元中野アパート101
債務者　樋川　勝彦
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後３時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第６２８号
岐阜市蔵前２丁目７番９号
債務者　田中　由紀
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６２９号
岐阜市西改田夏梅58番地
債務者　田中　悦子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７５７号
岐阜市茜部大川１丁目１番地１辻広ビル703号室
債務者　永井　敏郎
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５６号
広島県世羅郡世羅町大字小国4524番地４
債務者　平野　　翔
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第４８９号
徳島県徳島市末広３丁目６番49号
債務者　都築ひろみ
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１６号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字国遠1027番地
債務者　八木　春美
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第４９８号
沖縄県那覇市壺屋２丁目５番11号
債務者　池田　イク
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５１９号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目301番地17小川荘208
債務者　上里　信子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１４８号
宮城県東松島市野蒜字南余景68番地121、前住所仙台市若林区土樋38番地　フラワーパレスⅡ―12
債務者　尾形有希恵
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月11日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
宮城県石巻市西山町６番33号、前住所宮城県石巻市清水町２丁目４番17号
債務者　遊佐　富三
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月11日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
宮城県白石市福岡八宮字不忘山289番地
債務者　玉手　理絵
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１７５号
宮城県柴田郡川崎町大字川内字七曲山216番地13
債務者　千葉　　貢
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第５７８号
秋田市飯島字薬師田130番地６
債務者　三浦　　恵
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９１号
福島県郡山市並木５丁目14番地の14
債務者　伊藤　欣映
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係